奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒 正 吾

奈良県規則第三十四号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の 一部を改正する規 劐

奈良県行政財産使用料条例施行規則 (昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号) \mathcal{O}

部を次のように改正する。

別表の一第百八号中「千八百八十円」を「二千二百円」 に改 め、 同表 \mathcal{O} _ 第百 九十号

を同表の一第百九十三号とし、 同表の一第百八十九号の次に次の三号を加える。

192 191 190 蛍光X線試料粉砕機 IJ 千六百円

協働ロボットア L IJ 千五百円

IJ

千八百円

ナノ粒子気相発生装置

附 則

(施行期日)

この 規則は、 令和五年四月 日から施行する。

(経過措置)

2 条の四第七項の規定により使用の ついては、 この規則の施行の なお従前の例による。 際現に地方自治法 許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額に (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百三十八